

○南丹市地域創生会議設置条例

平成29年3月31日

条例第1号

改正 平成30年12月25日条例第34号

(設置)

第1条 人口減少対策と地域活性化を総合的かつ効果的に推進して、定住促進を柱とした「しごと」づくりを中心に、人口減少克服と地域社会の維持・発展に向けた施策を戦略的に構築し、地域創生の取り組みを推進するため、南丹市地域創生会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 南丹市人口ビジョンに関すること。
- (2) 南丹市地域創生戦略(以下「戦略」という。)に関すること。
- (3) 戦略に基づき実施した施策・事業の検証に関すること。
- (4) その他地域創生の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業界関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) 報道機関関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、市長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市長公室において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。